



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆/編集人 古川 諭
 所在地 滋賀県行政書士会館
 〒520-0056
 大津市末広町2-1(JR大津駅前徒歩1分)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 E-mail: shigakai@gyosei-shiga.or.jp
 URL: http://www.gyosei-shiga.or.jp/

平成22年度の事業計画・予算等の作成

滋賀県行政書士会 会長 盛武 隆

さる2月6日、理事会で平成22年度の事業計画案・予算案の策定に関する大綱(会長試案)を定め、それをベースに各部は次回理事会までに取りまとめて報告することとした。その骨子は以下のとおりである。

一、日行連の平成22年度事業計画基本方針(案)についての取り組み

日行連理事会では、平成22年度事業計画基本方針として、次の重点政策課題を掲げているため、滋賀会にもその取り込みが必要となっている。

1. 行政不服審査法における不服申立ての代理について法改正に取り組む。
2. 成年後見へ参画するため、日行連が一般社団法人を設立し、行政書士の後見人任用促進のための研修、業務管理、広報等の各種事業を行う。
3. ADRの手續実施者としての実績を積み重ねつつ、行政書士が紛争当事者の代理人となれる法改正に取り組むとともに、単位会への支援を行う。
4. 単位会の官民からの業務受託や長期会費未納会員に対する登録抹消に関する法改正または会則改正に取り組む。
5. 日行連行政書士会館の建設等を検討する。
6. ICTを活用した研修や会議を行い、受講者、会議出席者の利便性の向上を図る。

二、滋賀県行政書士会平成22年度事業計画・予算編成大綱の決定と策定

前記の日行連の施策を踏まえつつ滋賀会として具体的な施策を進めるには、近畿地方協議会や滋賀県をはじめとする地方行政機関や各種団体との交流も視野に入れた計画を策定しなければならない。

他方、滋賀会の運営は支出を最低限に、予算執行における費用便益は最大にして会員に還元しなければならない。加えて会館取得を機に、滋賀会及び行政書士の社会貢献度も地域社会において求められている。

これらの要件を実現するために、各部・各委員会等は下記の重点項目を踏まえ平成22年度事業計画案および予算案を策定することを理事会で議決した。各部より提出された原案は、次回理事会で調整し、滋賀会の健全な運営と会員への組織的サービスの向上のために必要な事業仕分けを行うこととした。

1. 会債の償還への対応
会館取得に伴う会債の5年後の償還を目的に、最低でも年間100万円の引当金の積み立てが必要。
2. 滋賀会財務調整会計積立金の確保
会館の取得に伴い、積立金を取り崩したためにその補填が必要である。
3. 会館運営費・維持費の増加
会館取得による維持費などの諸費用の増加が見込まれる。
4. 下記事例に示す各部・各委員会等の業務執行に

占める固定費用の拡大と収入源の減少

- 1) 行政手續無料相談所
- 2) 行政書士ADRセンター滋賀の運営
- 3) 一般社団法人行政書士成年後見センターの設立と運営
- 4) 近畿地方協議会各種担当者会議への出席
- 5) 近畿地方協議会各種負担金
- 6) 外部団体等との交際費
- 7) 会費の滞納額の増加
- 8) 新規入会会員の減少
- 9) 申請取次管理委員会の審査回数の増加
- 10) HPRリニューアルの繰り延べ
- 11) 行政書士制度60周年記念事業の実施
- 12) 日行連が主催する会議や研修への出席費用の負担
5. その他

各部・各委員会等および各役員が会員のためにする事業計画を自由に掲げることが会員の期待に応える最善策であるが、事業計画・予算編成にあたっては、その優先度の選定等について会費収入の枠内で英知を結集することが役員に求められている。

三、収入の拡大策

会運営を大きく左右する会費の滞納整理は引き続き精力的に進め、日行連の長期滞納会員に対する施策の早期実現に期待するとともに、滋賀会としてもより有効な対応策の検討を行うものとする。

1. 会員に対する斡旋物資等の収入の拡大を図る。
2. 受益者負担による運営費の削減と自主運営に努める。
3. 公共嘱託等事業収入の拡大に努める。
4. 長期会費滞納者対策を講じる。

四、組織運営の活性化

1. 理事会の運営について

理事会では、各部・各委員会等の活動報告を求め、報告に対しては各理事からの質疑が行われ、事業執行状況に関する監視と評価が行われている。予算の効果的かつ適正な執行に関しては監事による監査が行われる。会員が納入した会費が、行政書士会の目的に添って適正に使用されているか。支出に関しては随意契約か競争入札を選択するかという判断が役員に求められている。会則上監事が業務監査まで行うことは規定されていないが、予算執行に関してつぶさに監査していくことは、自ずから業務の執行が予算のより効果的な執行という観点から監査されることとなろう。外部役員の導入にとどまらず、第三者による評価制度の導入の是非とも相まって検討すべきと考えられる。

以上の課題を包含した次年度事業計画の策定が始まっている。会員各位の要望を承りたい。